

核兵器・核実験モニター

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

ベルリンで
第2回
「NPTフレンズ
外相会合」

自己限定的な「声明」を発表

実質的役割を模索する 10か国グループ

4月30日、「NPTフレンズ外相」会合がベルリンで開催された。昨年9月22日に日豪政府の呼びかけで形成された、核軍縮・不拡散「10か国グループ」一日、豪、独、カナダ、オランダ、ポーランド、トルコ、チリ、メキシコ、アラブ首長国連邦(UAE)の第2回会合である。国内配備の米戦術核の撤去という課題を持つドイツが主催国になったことで、今後の方向性を占う新しい要素をもった発信が期待された。しかし発表された「外相声明」は、「フレンズ」がNPT合意の枠内での役割と任務に自己限定しているように見える。今後の方向は未だ模索中であるということであろう。

「NPTフレンズ外相」とは「10か国グループ」に対するドイツ政府による非公式な命名である。10年9月の第1回会合の声明¹は、このグループが2010年NPT再検討会議の合意(以下「NPT合意」)を基礎としつつ、それを発展させるというよりも、むしろそれらを実行に移すことに力点を置いていることを印象づけた。今回、第2回の声明(3ページに全訳)が、NPTを自らの「取組みの基礎に置く」(2節)としたことによってその印象はさらに深まった。5月17日のジュネーブ軍縮会議(CD)においてドイツ代表が会合を報告し、声明を正式に回覧した時には「不拡散・軍縮イニシャティブ(NDI)」という名称が用いられた²。今後はこれが公式名として使われることになろう。

第2回会合の開催日はイースター休暇に続く土曜日の午後であり、メディアや市民の関心も集めにくい設定であった。ドイツ外務省の告知は26日であった。第1回と同じく準備不足は否めなかった。日本の政治的不安定は一層深まっている。ドイツでも3月の州議会選挙で連立与党

が大敗している。これらの背景には、「福島事態」とそれを引き金とした原子力政策の変更を求める世論の高まりがある。

参加の顔ぶれも求心力の低さを印象づけた。10か国のうち、外相自らの出席は主催国ドイツを除けばオーストラリア、日本、オランダ、メキシコ、アラブ首長国連邦の5か国。カナダ(外務貿易省国際安全保障局長)、トルコ(国務大臣)、ポーランド(国務大臣)、チリ(国連代表部常駐代

今号の内容

「NPTフレンズ」の真価は？

<資料>外相ベルリン声明

【連載】中国軍近代化への視座

Ⅱ(上) 国益中心世界の中で

【図説】日本のMDの現状

【資料】メッセージ<チェルノブイリとフクシマ>
潘基文／アボリション2000

表)は代理出席であった。

声明は限定的な「実質」にシフト？

第1回声明は、NPT最終文書での合意に、網羅的に言及するものであった。それが「フレンズ外相」の特徴と、果たそうとしている役割を不明確なものにしていた。これに対して、8節と4つの提案から構成された今回の声明は、より簡潔な文面であり、抽象的な言い回しと第1回声明の繰り返しを排したことによって、「フレンズ」が目指す方向性をより、具体的に示唆するものとなった。第1回声明の抽象性を象徴していた「核兵器のない世界を実現する途上における里程標としての『核リスクの低い世界』」という表現も姿を消した。このこと自体は評価に値しよう。しかし「実質」の中味においては課題が残された。

消えたNSA、NWCと「非人道性」

核軍縮に関連して、声明は核兵器数の削減、安全保障における核兵器の役割の低減の必要性を強調し、「すべての核兵器国」による「すべての種類の核兵器」の、不可逆的で検証可能な削減を求めた(3節)。しかし、NPT合意が「役割の低減」の文脈で強調した非核兵器国に対する安全の保証(消極的安全保証=NSA)は、第1回声明で不十分ながら言及されていたにもかかわらず、今回は言葉自体が消えた。昨年の国連総会で可決された消極的安全保証を求める決議³に対して、10か国のうちで賛成したのは日本、メキシコ、チリ、UAEの4か国であり、残りの6か国(いずれも米国の同盟国)は棄権している。また、第1回声明で「留意する」とされた「核兵器禁止条約」(NWC)を含むパンギムン国連事務総長の5項目提案にも声明は言及していない。NWC交渉の即時開始を求める国連総会「マレーシア決議」⁴に対する昨年の投票行動は、メキシコ、チリ、UAEが賛成、ドイツ、オランダ、ポーランド、トルコが反対、豪、日、カナダが棄権であった。

任意の国家グループである10か国がコンセンサスのない見解を表明できないのは当然のこととしても、第1回声明では言及されていた「核兵器の非人道性」についても、言及されていない。これは極めて残念である。

4つの提案

声明はNPT合意の「履行を促進する」ことを目的に以下の4つの具体的な提案を行った(6節)。

<提案1>核兵器用核分裂性物質の生産禁止のための2つの行動：

①専門家による技術的側面の検討を拡大する

ことと、②CDにおけるFMCT交渉で進捗しない場合には国連総会の議題として取り上げ、そこで議論することである。①については、これまでに10か国以外の各国によっても多くの試みがなされている。また②は、昨年の国連総会において全会一致で採決された決議⁵と同じ内容である。

<提案2>包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効。

<提案3>核兵器国による核軍縮措置の履行状況を報告するための「標準様式」：

声明は、NPT最終文書が核兵器国に合意を「奨励」した(行動21)報告の標準様式の一つの草案を「フレンズ外相」は作成中であることを明らかにし、今年6月に核兵器国がパリで開催する予定の会議での同案の検討を要請している。第1回声明では10か国が「核兵器国による(同様式の)開発に向けていかにして最も効果的に貢献しうるかについて検討する」(22節)とされていた。今回の声明が、それを一歩進めたことは確かである。

<提案4>IAEAとの「包括的保障措置協定」と「追加議定書」の普遍化。

<提案3>にいう「標準様式」は、自己宣伝に偏った恣意的な記述を許さない、客観的で簡単なものでなければならない。また核兵器国のみならず、非核兵器国の「核兵器依存」に関係する拡大抑止など、政策面の項目も含まれるべきである。日本政府が02、03年にNPT準備委員会に提出した案は、これらの要件に照らして多くの問題を抱えていた。作成中の様式でこのような問題点がどのように克服されるのか、注目してゆく必要がある。

問われる「フレンズ」の先進性

声明は最後の節で「2010年9月22日の我々の共同声明で特定した、2010年NPT再検討会議で採択された行動計画の他の主要事項」についての作業継続を明らかにした(7節)。前記のNSA、NWCを含め、現状では10か国にコンセンサスのない事項に関する相互討論が継続されることを期待したい。

「フレンズ」は今年9月の国連総会期間中に今回の声明の進展を確認する会合を持つ。また12年の外相会合はトルコの主催で開催される(7節)。

声明7節は同時に、非核兵器地帯設立、とりわけ中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の創出促進の決定的重要性を強調している。イランの核兵器疑惑をめぐってイランと西側諸国との仲介的役割を果たす意欲を示しているトルコ⁷の主催で、NPT合意が定めた同地帯設立に関する会議と同じ年に開かれる12年会合が、この課題の

前進にどのように貢献するのかは、「フレンズ」の真価を問う試金石となるであろう。

一方、声明が、中東に限定されない非核兵器地帯全般の促進を謳っていることには注目する必要がある。これは、日本が「北東アジア非核兵器地帯」を目指すための跳躍台になるであろう。

声明の「4提案」は、「フレンズ」がNPT合意の枠内での限定的貢献に力を集中しようとしていることを印象づける。しかし、「核兵器のない世界」に向かうべき今の時期に期待されるのは、NWCや「非人道性」を含む大きな視野にたった先進的イニシャティブである。どちらの道を進むのか、あるいはその両方を追求してゆくのか、「フレンズ」は未だ模索中であるように思われる。

(田巻一彦)M

注

- 1 本誌262号(10年10月15日)に全訳と内容紹介、263号(11月1日)に論評。
- 2 www.reachingcriticalwill.org/cd/2011/statements/part2/17May_Germany.pdf
- 3 A/RES/65/43「核兵器の使用もしくは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証する効果的な国際取決めの妥結」(提案国:エジプト、キューバなど16か国)。
- 4 A/RES/65/76「核兵器の威嚇もしくは使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」(提案国:マレーシアを中心とした37か国)
- 5 A/RES/65/93「2010年9月24日に開催されたCDハイレベル会合のフォローアップ:CDの活動を再活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるために」(提案国:日本、ドイツなど32か国)。
- 6 本誌357号(2010年8月1日)。

【資料】外相による核軍縮・不拡散に関するベルリン声明(全訳)

1. 我々、オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ及びアラブ首長国連邦の外相は、2010年9月22日のニューヨークにおける第1回会合で採択された共同声明に示された、核軍縮の実現及び国際的不拡散レジームの強化に向けて取り組むという共同の意志を再確認する。核兵器使用の可能性によって人類がさらされている危険並びに増大する拡散リスクに対処し、核兵器を削減し、核セキュリティを強化し、また、原子力安全を強化する必要性を認識しつつ、我々は、核リスクを低減し、核兵器のない世界への途上において明白な進展を達成することが喫緊の課題であると認識する。

2. 我々は、核軍縮を実現するための不可欠な基礎であり、世界的な核不拡散レジームの礎石であり、かつ、原子力の平和的利用の発展の基盤である核不拡散条約(NPT)に自らの取組みの基礎を置く。2010NPT再検討会議におけるコンセンサスによる成果は、NPTの3本柱を包含する行動計画とともに、中東非核・非大量破壊兵器地帯を目指すという、実践的な課題を設定した。我々は、すべてのNPT加盟国による誓約の履行を促進、支援するとともに、実践的な貢献及び提案を通じて更なる進展を提唱してゆく決意である。

3. 我々は、核兵器の使用又は核兵器の使用の威嚇を防止する唯一の保証である核兵器の完全な廃絶への新た

な要求を歓迎し支持する。我々はまた、核兵器の数、並びに安全保障の戦略、概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割を、更に低減させる必要があることを認識する。我々は、最近の進展、とりわけ米ロ間の新START条約の発効及び核兵器削減プロセスを継続すると両国による意思表示に勇気づけられ、この削減プロセスにすべての種類の核兵器が含まれる必要性を強調する。我々は、他のすべての核兵器保有国が、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を核軍縮プロセスに適用しつつ、これに続くことを強く希望する。

4. 我々は、NPTが規定するとおり、平和目的のための原子力の開発、利用は加盟国の権利であると認識する。我々は、福島第1原子力発電所の最近の出来事を踏まえ、原子力発電所の安全を最高レベルに引き上げ、また、原子力安全措置を強化すると国際的な要求に賛同する。我々は、国及び地域のレベル並びに国際会議及び国際機関、特にIAEAで既に始まっている議論を支持する。我々は、天野IAEA事務局長による、本年6月20日から24日にウィーンで開催予定の原子力安全に関する閣僚会議への招待を歓迎する。

5. 今日のグローバルな安全保障上の課題は、これまで以上に協調的かつ多国間的な解決を必要としている、今こそ多国間的な取組みを再活性化し、強化する時である。2010NPT再検討会議の行動計画に示されている多くの課題は、多国間的な取組みの成功を通じてのみ履行できる。多国間軍縮機関は10年以上にわたり、国際的な安定を高め、開発を促進し、そして全てに

とっての安全を向上する大きな潜在力を活用できないまま、効果的な多国間の軍備管理及び軍縮を通じて差し迫った安全保障上の挑戦に対処するという、国際社会の期待に応えてこなかった。2010年9月24日にニューヨークで国連事務総長が主催したハイレベル会合でのメッセージは明白である。国際社会はこれ以上の時間を失うことを受容しない。我々は、多国間軍縮機関の再活性化を一致して求める。

6. 昨年のNPT再検討会議において達成された積極的な行動計画に関するコンセンサスは、必要な政治的意志があれば、協調的かつ多国間的な軍縮と不拡散の取組みが機能することを証明した。我々の目標は、そのような成果の気運を維持し、また、その履行を促進することである。この目標をもって、我々は、行動計画の主要な事項に関する行動のための以下の具体的な提案を採択した。

<提案1>NPT加盟国の間には、核兵器用核分裂性物質の生産は停止されなければならないとのコンセンサスがある。兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)は、将来における核軍備競争のリスクを低減し、非国家主体がそれらの物質を取得する危険を軽減するだろう。このような条約は、世界の脆弱な核物質を防護するために行われている取組みを補完するであろう。それは核兵器のない世界への途上における必要不可欠な措置である。行動計画においてジュネーブ軍縮会議(CD)でのFMCT即時交渉を求めたNPT再検討会議から1年が経過し、それが履

行されていないことに対し、我々は深く失望している。交渉の過程においてすべての国の安全保障上の要求に対処しなければならないことを認識しつつ、我々は、これ以上の遅延には理由がないことを強調する。

1月26日、潘基文国連事務総長は、FMCTのための信頼醸成に寄与し、CDが作業計画に戻るための非公式プロセスの設置を求めた。我々は、現在の膠着状態を乗り越えるために集中的な取り組みを開始した。ジュネーブのCDの周辺において、日本と豪州は、交渉に向けた気運を醸成するため、FMCTの技術的な側面を検討する専門家による一連の議論を共催している。ウィーンにおいては、ドイツ主導の取り組みの中で、我々は、専門的科学家によって対処されるべき問題を列挙し、これら専門家による議論のための提案を含むFMCTの効果的検証に関する文書を作成した。FMCTの技術的側面を検討することを任務とする専門的科学家グループの設置は、交渉開始を促進し、貢献できるものと我々は考える。

これらのイニシアティブに基づき、我々は引き続き交渉の即時開始を求めてゆく。我々が優先するのは、FMCT交渉をCDにおいて行うことである。しかし、CDが2011年の実質会期でFMCT交渉の開始に合意できない場合、我々は、すでに議題162「2010年9月24日ハイレベル会合のフォローアップ：軍縮会議の作業の再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」の下で本件を取り上げるようになっていく国連総会に対し、この問題に対処し、交渉開始のために前進する方途について検討することを求める。

<提案2> 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効は、多国間の課題におけるもう一つの重要な目標である。我々は、すべてのCTBT未署名・未批准国が署名・批准を行うよう求める。我々は、米国及びインドネシアによって表明された、条約の批准を確約するとの誓約を心強く思う。我々は、核実験の実効ある終結は、国家的及びグローバルな安全保障を弱めることなく、強化し、また、グローバルな不拡散・軍縮体制を著しく増強すると確信する。CTBTは15年前に署名開放され、署名・批准国は着実に増加してきた。我々は、CTBTの普遍化及びその早期発効促進に力を尽くす。様々な外交の機会

を活用し、我々は、未署名・未批准国に対し、署名・批准を行い、発効のために必要な手続を速やかに完了するよう求めてゆく。我々は、効果的な監視・検証体制を整備するに当たり、包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会を支援することに力を尽くしており、また、同委員会がすでに達成した業績を評価する。

<提案3> 2010NPT再検討会議において、核兵器国は、核軍縮に向けた具体的な措置の進展を加速させること、また、NPT加盟国に対して報告を行うことを約束した。さらに、信頼醸成措置として、同会議は、核兵器国に対し、可及的速やかに報告の標準様式に合意することを促した。我々は、核兵器国が誓約を実現する上で使用し得る報告の標準様式案を作成している。我々は、核兵器国が6月のパリにおける会合において、我々の提案を検討するよう呼びかける。この案には、我々がすべての核兵器保有国が提供することを望む情報に関する我々の期待が反映されている。我々は、標準様式に基づく報告が、NPT再検討会議で採択された行動計画において奨励されているように、国際的な信頼を醸成し、更なる軍縮を可能にする環境作りを寄与するものと信じる。我々は、核軍縮プロセスにおいては、透明性と説明責任を高めることが重要であると認識している。

<提案4> 我々は、効果的な不拡散体制はすべての国にとって共通の安全保障上の利益であることを強調する。我々は、国家の核不拡散義務の遵守を検証する上でのIAEAの重要な役割を認識する。我々は、2010年12月にアラブ首長国連邦において、また11年3月にメキシコにおいて、IAEA追加議定書が発効したことにより、我々の地域横断的イニシアティブに属するすべての国が、我々が不可欠な検証基準と考える包括的保障措置協定及び追加議定書を履行している事実を強調する。我々は、2010年NPT再検討会議の行動計画に従って、不拡散義務の違反を確実に阻止し、かつ探知するためにIAEAが必要とする追加的な権限を与えるため、すべての国に対し、追加議定書を締結し、発効させることを求める。我々は、それぞれの地域において、二国間及び多国間で、追加議定書の普遍的適用を引き続き提唱してゆく。我々は、追加議

定書の締結及び履行における経験及び最良慣行をすべての関心国と共有することを提案し、また、法的及びその他の支援を提供する用意がある。

7. 我々は、9月の国連総会の期間中に開催する次回会合において、本日の提案の進展を確認する。我々のイニシアティブの2012年の外相会合は、トルコによって主催される。

我々は、2010年9月22日の我々の共同声明で特定した、2010NPT再検討会議で採択された行動計画の他の主要事項について引き続き作業を進める。とりわけ、我々は、当該地域の関係国家間で自由意志により合意された協定に基づき、かつ、国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに合致する、国際的に認知された非核兵器地帯の設立を促進する所存である。また、我々は、そのような地帯が地域及びグローバルな平和と安全を強化し、核不拡散レジームを補強し、核軍縮の実現に貢献すると確信する。この関連において、我々は2010NPT再検討会議において合意された、2012年の特別会議開催に向けた要請に従い、中東における非核兵器・非大量破壊兵器地帯の創出を促進することの決定的重要性を強調する。

我々はまた、不拡散における重要な役割を担う、国家的輸出管理体制の強化を目的とした具体的な取り組みを進めてゆく。

我々は、教育が、市民の認識及び理解を深めることによって、更なる軍縮・不拡散の取り組みをグローバルに活性化してゆくための強力な手段であるとの信念に基づき、軍縮・不拡散教育を積極的に促進する。

8. 我々は、地域及びグループを越えて我々のイニシアティブに対して示された関心を、心強く思う。我々は、我々の取り組みに参加することを希望し、我々の提案を支持するすべての国家に感謝している。そのような幅広い取り組みによってのみ、必要な架け橋を構築し、また、相互に補完し合う核軍縮・不拡散という目的に向けた意味のある進展を達成することが出来るであろう。

2011年4月30日、ベルリン。

(外務省仮訳に加筆修正)

中国軍近代化への視座

Ⅱ(上) 国益中心世界における必然性

連載Ⅰ(第371-2号)では、活発化している東シナ海周辺における中国海軍の活動事例や空母建造計画を紹介するとともに、同じ海域における米海軍の活動事例を対比する形で現在目撃されている情報を紹介した。それを通じて、中国海軍の近代化は米海軍の活動を含む全体の中で議論すべきことを指摘した。今回は、中国の軍事戦略を概観し、その文脈の中で中国海軍の目撃現象がどのように位置づけられるのかを検討する。

「世界唯一の超軍事大国」の米国が国益を追求して世界に軍事力を展開し、欧州はNATOを通してその枠組みの一部となり、アジア太平洋でも豪日韓などが、米国との密接な軍事協力を確保しながら、国益追求の路線をとっている。冷戦後、経済的には途上国となったロシアは、冷戦時代に溜め込んだ核戦力によってナンバー2の地位を維持しつつ西側と張り合い、米国との軍事的パリティを回復しつつ国益追求に走っている。

このような国益追求の世界地図の下で13億の人口を抱えて経済成長を遂げつつある中国が、軍事の遅れを取り戻そうと動いても驚くに当たらない。しかし、「軍事によらない安全保障」をめざす私たちは、中国の動向をどのようにとらえ、世界の脱軍備の傾向を強めるために、中国に何を求めるべきなのだろうか。とりわけ、日本は、米国に追随する「中国脅威論」の目線ではなく、日中間の歴史と平和憲法を踏まえつつ、アジアの巨人である中国と新しい次元の友好関係をどのように追求すべきなのだろうか。

そのような問題意識で、まず中国自身が述べている軍近代化に関する説明を概観しよう。

中国軍事戦略の基本方針

90年代以降、中国政府は一貫して「平和的發展」を志向するとし、自らの国防政策は「本質的に防衛的な国防政策」であると強調してきた。この立場は98年以来2年ごとに出されてきた中国の国防白書が繰り返し表明してきている。そうした基本的前提の下で、冷戦終結後の90年代以降の国際政治における変動や本格化した中国自身の経済成長とそれを背景とした国際社会における影響力の増大といった事態は、それに見合う新たな役割を中国軍に与える必要性を中国の政治指導者たちに認識させた。

「2010年中国の国防」(6ページ資料に抜粋。以下、「10年国防白書」)は、中国が「平和的發展」を目指し「決して覇権を求めない」ことを強調しており、その国防政策は本質的に防衛的なもの

であるとしている。平和的手段による紛争解決や平和のための外交を主張し、台湾問題も「一つの中国」を原則としつつ「再統一」を目指して平和的に解決する姿勢を示している。

白書は「新時代の中国国防の目標と使命」として、①主権と領域の保全と防衛、海洋の権益、国家発展を保障する、②社会の調和と安定を維持する、③国防と軍隊の近代化を加速する。機械化を基礎に情報化を最優先する、④世界の平和と安定を維持する、の4点を掲げている。

①では、「海洋における権利と利益」の保障や台湾、東トルキスタン、チベットの分離独立の阻止と抑止による国家主権、領域の保全の保障などを挙げている。②や④では、非伝統的な安全保障上の脅威への問題意識を示し、国連PKOや海洋上の船舶警護、「対テロ」の国際的な軍事行動に積極的な姿勢を示している。

こうした内容からは、中国が現在を国内的発展の好機ととらえ、その国内、国際環境を保障することを新しい時代の国防の課題の中心に据えていることが分かる。国防は「国家的発展のために戦略的チャンスであるこの重要な時期を保障する」ものと位置づけることで、台湾海峡をはじめとする国家主権及び領土の防衛や国内的安定の維持という伝統的な課題も、「国家的発展の保障」という関心に密接に関連付けられている。中国軍は主権や領土の保全、国内治安の維持という伝統的課題を保持しつつも、経済的發展のための条件作りや権益の防衛という課題へと重点をシフトしていると言えそうである。

資料の抄訳の中に「中国軍は、人民に奉仕するという教義に忠誠を誓い、積極的に国家の経済的、社会的発展に参加し支援する」という部分があるが、軍の役割に＜人民解放軍＞の出自を示すこのような部分が残っているのは、プラスとマイナスの両面において中国的な特徴と言えるであろう。抄訳部分には出てこないが、ハイテク化、情報化など近代化を記述する中でも「中国的特徴をもった」という表現がしばしば出てくる。これが具体的に何を意味するのかは、今のところ明らかではない。

このような中国の軍事戦略を念頭に置きながら連載Ⅰでの目撃現象を振り返ってみよう。まず西太平洋海域における問題について考える。

西太平洋海域での中国軍の活動拡大

前回に見たとおり、西太平洋海域での中国海軍の活動の活発化を示す事例が、00年代半ば以降に増加している。こうした事態の背景には、台

湾問題をめぐる米中間の緊張関係や東シナ海、南シナ海における権益をめぐる関係国との確執や紛争がある。台湾問題をめぐる米中対立は中国建国以来であり、79年1月1日の米中国交樹立のとき米国は「一つの中国」を公式表明した。しかし、「台湾関係法」(79年4月10日)¹に基づいて台湾への武器売却を継続してきた。中国はこれに反発して台湾の対岸に短距離弾道ミサイルを配備するなどの対抗措置をとった。また、中国に

【資料】 国务院新聞弁公室「2010年中国の国防」、2011年3月31日(抜粋訳)

Ⅱ. 国防政策

中国は本来的に防衛的な国防政策を追求する。中華人民共和国憲法と他の関連法規に従って、中国の軍隊は外国による侵略に抵抗し、国土を防衛し、社会的安定と人民の平和な労働全体を保障するという神聖な使命を引き受ける。国家の安全保障と発展の利益と両立する強化された国防と強い軍隊を建設することは、中国の近代化の戦略的課題であり、全ての諸民族の人々の共通の目標である。

本質的に防衛的な国防政策の追求は、中国の発展の道、その本源的な目的、その外交政策、その歴史的・文化的伝統によって決定付けられている。中国は確固として平和的発展の道を進み、国内において調和のある社会主義社会の建設に努力し、対外的には恒久平和と共栄を謳歌する調和のある世界の建設を促進する。中国は、世界平和に貢献するであろう自らの発展のための平和な国際環境を利用し、社会主義的近代化と改革開放を確固として前進させる。中国は確固として、平和のための独立した外交政策を追求し、平和的共存のための五原則を基礎として全ての諸国と友好的な協力を促進する。中国は、平和的手段を通じた紛争解決、戦争の問題に対する慎重さ、「攻撃された後にのみ攻撃する」という戦略を提唱することで、確固としてその良き文化的伝統と何よりも平和を価値とする信念を保持する。中国は決して覇権を求めず、どれほど経済が成長しても、現在も将来も、軍事的拡張のアプローチを採用しない。

台湾海峡の兩岸は、中国人の国家の偉大な再生の過程において究極的に再統一することが定められている。敵対の歴史を終わらせるために手を携えて努力し、同胞同士の武力紛争の歴史を繰り返さないことは、海峡兩岸の中国人民の責任である。兩岸は未来に向けて積極的な姿勢をとり、対等な立

場での協議を通じて、過去から引き継がれた問題と兩岸関係の発展の中で現れた新しい問題の両方を段階的に解決するための好ましい条件を創り出す努力をすべきである。兩岸は、中国が未だ再統一していない特別な状況の下における政治的な関係について実際のやり方で議論するだろう。兩岸は、兩岸関係をさらに安定させ軍事的安全保障に関する懸念を和らげるための諸手段を採用するためにともに行動することを目指して、適時に軍事問題について接触と情報交換を行い、相互信頼のための軍事的安全保障メカニズムについて議論することができる。兩岸は、敵対状態を公式に終結させ、和平合意に達するために、一つの中国の原則の堅持を基礎として協議を行うべきである。

新たな時代における中国国防の目標と任務は、以下のように定義される。

一国家主権、安全保障及び国家発展の利益を保障する。中国の国防は、侵略から防衛し抵抗すること、中国の領土、内海、領海、領空の安全を防衛すること、海洋における権利と利益を保障すること、そして、宇宙、電磁波空間及びサイバー空間における安全保障上の利益を維持すること、を課せられている。それはまた、「台湾独立」を目指す分離主義勢力に反対してこれを封じ込めること、「東トルキスタンの独立」や「チベットの独立」を目指す分離主義勢力を取り締まること、そして、国家主権と領域保全を防衛すること、を課せられている。国防は、国家の発展と安全保障の戦略に従い、これに奉仕するものである。それは、国家的発展のために戦略的チャンスであるこの重要な時期を保障する。中国は新時代の積極防衛の軍事戦略を実行し、全人民による独立と自衛の原則を堅持し、軍隊の建設と国境、領海、領空の防衛の建設を強化し、国家の戦略能力を向上させる。中国は、核兵器の先行不使用政策を一貫して堅持し、自衛的な核戦略を忠実に守り、いかなる他国と

も核軍備競争を決して行わない。

一社会的な調和と安定を維持する。中国軍は、人民に奉仕するという教義に忠誠を誓い、積極的に国家の経済的、社会的発展に参加し支援するとともに、法に従って国家の安全と社会の安定を保障する。(中略)中国軍は科学的な方法で、戦争以外の軍事作戦のための準備を組織し、非伝統的な安全保障上の脅威に対抗する予め設計された戦略的計画を完成し、緊急時対応のための特殊部隊の建設を強化し、対テロリズムと安定維持、緊急救助及び保安の防護のための能力を向上させる。(略)

一国防と軍隊の近代化を加速する。2020年までに機械化を達成し情報化で大躍進を遂げるという第一義的目標を念頭に置き、人民解放軍は、情報技術における達成を大いに利用し、機械化と情報化の混合かつ統合された発展へとステップアップすることによって、機械化目標を基礎として維持し、また情報化目標を推進力として維持する。(略)

一世界の平和と安定を維持する。中国は相互信頼、互惠、平等、及び協力という新しい安全保障概念を一貫して掲げ、国際紛争及び地域的懸案事項の平和的手段による解決を主張し、武力行使や行使の威嚇の手段に意のままに訴えることに反対し、侵略や膨張の行為に反対し、いかなる形の覇権や力の政治にも反対する。(中略)中国は開放、実用主義及び協力の考え方を支持し、国際的な安全保障協力への参加を拡大し、大国及び近隣諸国との戦略的協調と協議を強化し、発展途上国との軍事交流と協力を強化し、国連の平和維持活動、海上航行の警護、国際的な対テロリズムにおける協力、及び災害救助活動に参加する。公正、適正、包括的かつバランスの取れたものであるという原則に従って、中国は効果的な軍縮と軍備管理を支持し、グローバルな戦略的安定を維持すべく努力する。

(訳: 吉田遼、ピースデポ)

は、東シナ海において日本との間に尖閣諸島の領土問題やガス田の権益問題、南シナ海においてフィリピンやベトナムなど東南アジア諸国との間に南沙諸島(スプラトリー諸島)などの領有権をめぐる対立、米国との間に自由航行権をめぐる対立がある。これらの領域には石油や天然ガスが埋蔵されている可能性が指摘されている。また、南シナ海はインド洋から東アジアへ至るシーレーンの要衝に当たり、中国にとっては経済成長を支えるエネルギー資源の輸送ルートである。米国もこの地理的重要性をもつ海域における米軍プレゼンスの維持を目指している。

中国海軍の近代化への米軍の見方

連載 I で述べたように、中国海軍はこれらの海域での活動を拡大させている。沖縄本島と宮古島との宮古水道を通過して「第一列島線」を越え、「第二列島線」内の海域へ進出する航海が繰り返行われている²。この現象は、中国海軍が、沿海防衛から大陸沿岸から離れたより外洋での海域防衛を行う海軍へと近代化を進めていると理解してよいであろう。しかし、中国海軍艦船の航海頻度を表す「作戦テンポ=オプ・テンポ」についての情報はほとんど得られていない。横須賀、佐世保を母港とするものを含めて米海軍の

作戦テンポに比較すれば、それははるかに低いであろうと想像される。米海軍の作戦テンポの高さは日本への原潜寄港頻度に現れている。

米軍は、このような中国海軍の活動の拡大を西太平洋海域での「接近阻止・領域拒否」(anti-access and area-denial)能力の拡大と捉えている。最新の米「4年毎の国防見直し」は「接近阻止」について次のように説明している。

「<接近阻止>戦略は、ある地域に外部の国が戦力投射する能力を拒否し、そうすることによって、その<接近阻止>軍が侵略や不安定化の行動に出たりすることを可能にする。」³

そして、中国海軍の動きもまた、台湾海峡を中心とする海域における接近阻止戦略であるという見方で分析している。その具体論については次回に詳論する。(吉田遼、梅林宏道) **M**

注

- 1 台湾関係法が米中間で問題となり、「台湾向け武器売却問題に関する米中共同コミュニケ」(82年8月17日発表)が合意された。このコミュニケにおいて、中国は「台湾問題の平和解決」を目指す立場を表明している(第4項)。だが台湾関係法は第二条B項(6)で、この地域での「合衆国の(軍事)能力の維持」を定めている。
- 2 中国の海軍戦略が議論される際、「第一列島線」、「第二列島線」という概念が頻りに言及される。その内容は本誌371-2号(11年3月15日)掲載の連載 I の図1を参照。
- 3 米国防総省「4年毎の国防見直し」(QDR)(10年2月)。

図説

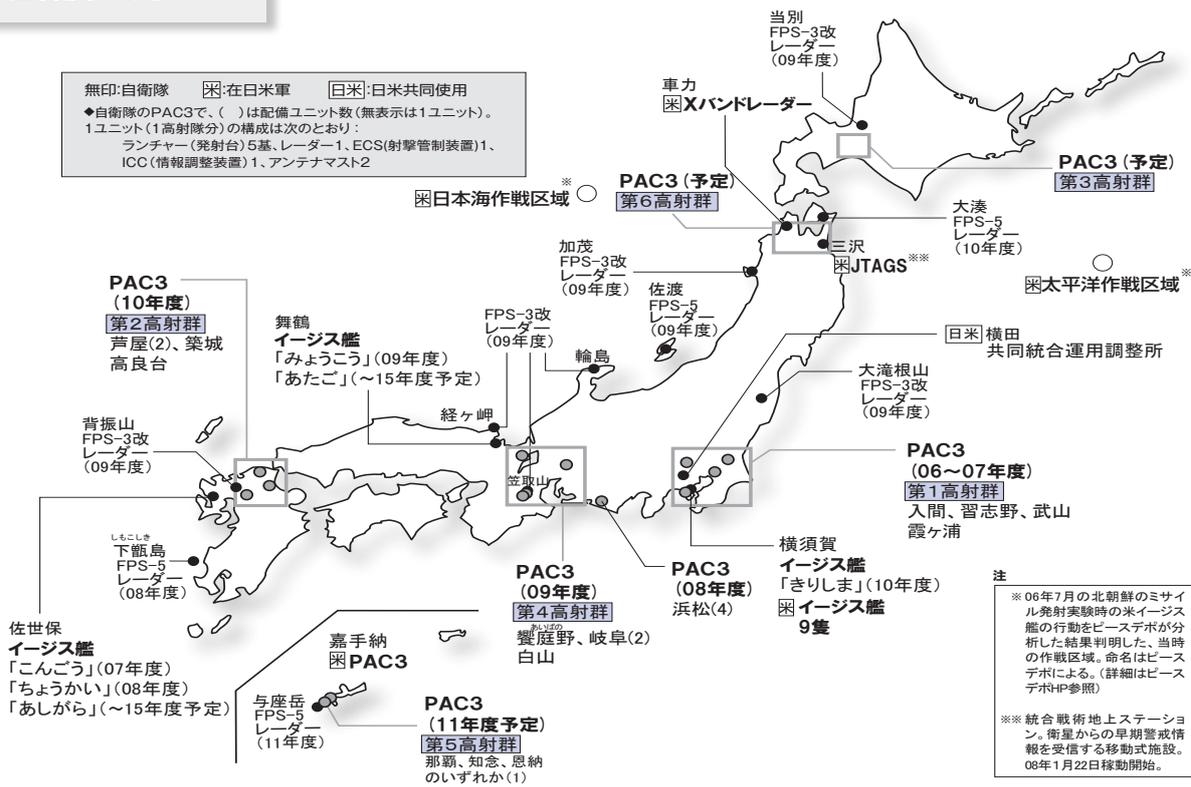
日本のミサイル防衛配備状況

日本のミサイル防衛強化の動きは、新政権の下でも変わらず進行している。11年度、迎撃ミサイル「SM-3ブロックII A」の日米共同開発は最終段階に入る。日米の関連装備、部隊の配備状況の現状をまとめた。(編集部)

今後の配備計画

- 地対空ミサイルPAC3: 第3、第5、第6高射群に追加配備(第5は11年度中)。
- スタンダードミサイル(SM-3): イージス艦「あたご」、「あしがら」に搭載。
新「防衛大綱」と「中期防衛力整備計画」(ともに10年12月閣議決定)及び、11年度防衛予算より。

無印:自衛隊 罎:在日米軍 罎:日米共同使用
◆自衛隊のPAC3で、()は配備ユニット数(無表示は1ユニット)。1ユニット(1高射隊分)の構成は次のとおり:
ランチャー(発射台)5基、レーダー1、ECS(射撃管制装置)1、ICC(情報調整装置)1、アンテナmast2



注
※06年7月の北朝鮮のミサイル発射実験時の米イージス艦の行動をベースデポが分析した結果判明した、当時の作戦区域。命名はベースデポによる。(詳細はベースデポHP参照)
※統合戦術地上ステーション。衛星からの早期警戒情報を受信する移動式施設。08年1月22日稼働開始。

チェルノブイリ25周年とフクシマ

—2つのメッセージ

東日本大震災と福島原発事故の発生から45日、チェルノブイリ原発事故から25周年にあたる4月26日に発せられた2つのメッセージを紹介する。潘基文(パン・ギムン)国連事務総長は新聞への寄稿(資料1)で、「核兵器に対するのと同じ真剣さで、原子力の安全問題に取り組む」ことの必要性を強調した。一方、「アボリション2000グローバル評議会」のアピール(資料2)は核エネルギーそのものが人類の制御を超えた存在であり、原子力発電は核兵器と同じように廃絶されるべきであると訴える。原子力民生利用に関する異なった立場から発せられた2つのメッセージに共通するのは、「福島事態」が持つ人類史的意味に関する深刻な洞察である。

【資料1】チェルノブイリを訪ねて (全訳)

潘基文(国連事務総長)

10年4月26日、「インターナショナル・ヘラルド・トリビューン(仏)」への寄稿

25年前、チェルノブイリで起こった爆発は放射能の雲と影をヨーロッパと世界に広げた。そして今、日本の福島第一原発の悲劇は、人々に恐怖と多くの難題を突きつけたまま、終息されずに続いている。

数日前、私はチェルノブイリを訪問し、コンクリートで死者のように封印された原子炉を見た。隣接するプリピャチの町は、死んだように沈黙していた。そこでは、誰もいない家屋が崩れかけて放置されていた。残されているのは、無言の生命の形跡と、それを愛した人々から見捨てられた世界であった。

30万人以上の人々が、チェルノブイリ事故で強制移住させられた。およそ600万人が影響を受けた。イタリアもしくは我が韓国の国土の半分にあたる広さの土地が汚染された。

チェルノブイリについて学ぶことは、遠くにいてもできる。だが、足を運んでみなければわからないことがある。私にとってこの訪問は深く感動的であり、その残像は何年も忘れることはできないだろう。ウクライナのことわざを思い出さす。「他人の悲しみなどというものはない」。同じことが原子力災害でもいえる。「どこかの国の惨事などありえない」のだ。

私たちがふたたび痛切に学んでいるように、原子力事故には国境がない。原子力事故は人の健康と環境に直接的な脅威をもたらすと同時に、農業生産から貿易、グローバルなサービス業にいたる全てに影響するような経済的混乱を引き起こす。

今は、静かに考えるべき時である。真に世界的な議論を行うべき時であ

る。多くの人々にとって、原子力エネルギーは、昂進する資源不足の時代におけるクリーンで合理的な選択であるように見える。しかし歴史は私たちに問うている。私たちは、そのリスクとコストを正しく見積もってきたのか？私たちは、世界の人々の安全を確保するためになしうる、すべてのことをしているのか？

原子力事故の結果は余りにも壊滅的である。安全こそが何よりも重視されねばならない。影響は国家を越えるのだから、これらの問題は世界的に論議されねばならない。

災害から25周年が経ったウクライナを訪問した私が、原子力安全を将来に向けて改善する5つの戦略を提唱するのはそれ故である。

- 第1に、現行の安全基準を国家レベル、国際レベルにおいて、徹底的に見直すべきである。
- 第2に、原子力安全に関する国際原子力機関(IAEA)の権能を強化する必要がある。
- 第3に、自然災害と原子力安全の間の新たな連関への関心を、より高めなければならない。気候変動は、予測を超えた、激甚な気象の増加をもたらす。一方、原子力施設数は今後数10年にわたり急増してゆくと思われる。その結果、私たちの脆弱性は拡大する。
- 第4に、災害に備えた事前対策、事故防止策、さらには事故時の復旧対策といった要素をも考慮した、新しい手法による原子力エネルギーの費用対便益分析を行う必要がある。
- そして最後に、我々は、原子力安全と核保安との相互連携を強化しなければならない。テロリストが核物質を探し求める時代においては、周辺地域にとって安全な原子力発電所は、世界にとってもより安全であると確信を持って言うことができる。

私が核に由縁のある場所を訪ねたのはチェルノブイリが初めてではない。1年前、私は、旧ソ連の核実験の爆心地であったカザフスタンのセミパラチンスクを訪ねた。昨年の夏には、広島と長崎で被爆者の方々と会った。

私がこれらの場所を訪ねたのは、核軍縮の重要性を訴えるためである。何十年もの間、核兵器を制限する(そして究極的には廃絶する)合意を目指した交渉が行われてきた。そして昨年、私たちを強く勇気づける前進があった。

チェルノブイリの記憶と福島の大惨事を前に、私たちに求められるのはより広い視野に立つことである。今後は、核兵器に対するのと同じ真剣さで、原子力安全問題に取り組まなければならない。

世界は、背筋が凍るような事故寸前の事態を、何度も経験してきた。今こそ真正面から事実に向き合う時だ。新しい施設の設計、建設、運転さらには閉鎖・廃止までも視野に入れた、緊急事態への備えと対応に関する最高レベルの基準を履行することは、市民に対する我々の義務である。

原子力安全の問題は、もはや一国レベルの問題ではなく、グローバルな公益に関わる問題である。建設、公衆の安全に関する共通化された保証、完全な透明性、および国家間の情報共有などのための国際標準が必要である。

それを、チェルノブイリの永続的な遺産にしよう。チェルノブイリで私は、沈黙の中に、生命の回復の兆しを見た。損壊した原子炉の上には新たな防御壁が建設されている。人々は戻り始めている。チェルノブイリの最後の雲を追い払う決心をしよう。そしてあまりにも長い時間を、放射能汚染の影の下で生きてきている人々のために、より良い未来を差し出そう。

2011年4月26日

(訳:ピースデポ)

【資料2】核エネルギーは時間的にも空間的にも制御できない(抜粋訳)

日本および世界中の核危機に対するメッセージ

アボリション2000グローバル評議会

一チェルノブイリ原発事故25周年の
4月26日に発表

温室効果ガスの排出を抑制しながら、増え続けるエネルギー需要に応えようと、世界中の多くの国々が、潜在的な救世主としての核エネルギーに依存しようとしている。福島における災害は、我々に対して、立ち止まり、核エネルギーの真の危険性とコストについて検証し、安全でクリーンな再生可能エネルギー開発への必要な転換をはかるべきであることを示唆している。

日本で起きた地震と津波は、地域一体を破壊した。損傷した原子炉からの放射能放出は極めて深刻である。すでに日本の食品や水が汚染され、4県からの食料輸出が禁止されている。汚染水の太平洋への流出は放射能が拡散し続けることを意味する。日本のみならず地球全体で人体や環境に影響を与えることへの国際的な懸念が広がっている。

アボリション2000グローバル評議会は、地震、津波と原発事故という三重の災害を受けた日本の全ての人々へのお見舞いと支持を表明する。今回の災害で亡くなられた何千人もの方々への哀悼の意を表明し、負傷し、また避難を余儀なくされている15万を超える方々へお見舞い申し上げるとともに、救援、復旧、復興への努力を支持する。

福島に6つの原子炉に残る膨大な量の放射能を、優秀な技術者たちが封じ込めることに成功するか否かにかかわらず、福島は教訓は明確である。天災も事故も起こるものである。遅かれ早かれ失敗する可能性があるのなら、いつかは失敗する。この「マーフィーの法則」と核技術は共存しえない。各国で原子力発電施設が稼働し続ける限り、福島は最初の原子力災害でもなければ、最後でもないであろう。スリーマイル島、ウィンズケール/セラフィールド、そしてチェルノブイリは、放射線放出による人体の健康への深刻な被害をしめす悲惨な実例である。(略)

チェルノブイリでは、事故により何万人もが死亡し、何百万もの人々が深刻な健康被害を受けた。ロシア科学アカデミーのアレクセイ・ヤブロコフ氏

によれば、「ベラルーシ、ウクライナ、ヨーロッパロシアのチェルノブイリ周辺地域では、1985年以前には80%以上の子どもが健康だったが、今では健康といえる子どもは20%に満たない。汚染がひどい地域では、健康な子どもはほぼみつからない」という。福島原発事故による人体や環境への被害は、何年も経たないとその全体像が明らかにならない。(略)福島はチェルノブイリと同じ深刻度(レベル7)と認定されており、永久に放射能が残り犠牲となる地域が、日本にも出現することが予想される。

福島の事故は、自然現象によるか人為的なものであるかにかかわらず、原子力発電が外部からの攻撃に脆弱であることを如実に示した。津波が外部電源を直撃し、原子炉施設の冷却システム全体を破壊したのである。

事故や災害、攻撃がなかったとしても、核エネルギー生産は、ウランの採掘、抽出、濃縮、輸送や発電所の通常の操業など、核燃料サイクルの全ての過程において有害な大量の放射能を放出する。

さらに、使用済み核燃料や、何十年も高い危険性を継続する副産物である、放射性廃棄物の保管については、いまだに解決策がない。放射性廃棄物の処理方法もわからないまま発電所を建てるということは、トイレがない家を建てるようなものである。

同時に懸念されるのは、いかなる原子力発電計画も、核兵器を作る能力につながるという事実である。フランス、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の各国は、発電計画を通して核兵器を開発した。核エネルギー計画をもつ他の国々が後に続く可能性があることが、深刻に懸念される。

米國務省原子力委員会は、1946年の時点で既に次のように結論づけた。「平和利用の核エネルギー開発と、核兵器のための核エネルギー開発は、相当な部分において互換性と相互依存性がある」。同委員会は、「兵器には使わないという誓約だけで核エネルギーを自由に開発できる」国際社会においては、「核戦争に対する安全の保障は望めない」とも述べている。

核エネルギーが有望な経済的選択肢だという主張は、現実による検証に耐えることはできない。真のコストは、政府からの莫大な補助金、事故発生時の賠償責任への限度設定、そして廃棄物保管や原子炉の廃止コストなどを含まない価格構造によって隠されている。加えて、チェルノブイリや福島のような大事故が発生すれば賠償や浄化のための莫大な費用が必要

になる。これらのコストを含めなくても、1キロワット時あたりの原子力発電のコストは天然ガスのほぼ2倍であり、今後低下する見込みはない。(後略)。

同様に、原子力エネルギーは炭素を排出しないがゆえに気候変動を抑制し、修復するのに適しているという主張も間違いだ。エネルギーを得るための原子炉内における濃縮ウランの核分裂が、炭素を発生しないことは事実である。しかし、他の全ての工程で、炭素は大気中に排出される(略)。

さらに、原子力発電所の建設には何年もかかり、また巨額の研究開発費や補助金が使われる。もしこの資金が再生可能エネルギーのために投入されれば、より速く、より安全に、エネルギー源を化石燃料から安全で持続可能なものに転換してゆくことができる。それはまた、途上国における地域需要に見合ったエネルギー源の開発をも可能にする。送電線もなく、大規模な中央集中型の発電所からの送電を受けられない地域であっても、風力や太陽光のような地域のエネルギー源を用いた電力の供給を受けることができるからである。

アボリション2000グローバル評議会は、核エネルギーに頼ることなく、安全で持続可能な再生可能エネルギー源によってエネルギー需要を満たすため、各国を援助することができる国際再生可能エネルギー機関の正式設立を支持する。

1995年のアボリション2000設立声明が述べている通り、「核技術の“平和”利用と軍事利用の間の切り離しがたいつながりと、長寿命放射性物質の製造と使用による未来の世代への脅威が認識されなければならない。大量破壊兵器の原料になったり、何十年も環境に悪影響を及ぼすことのない、クリーンで安全で再生可能な形態のエネルギー生産に依存する方向に向かわなければならない。真の“奪い得ない権利”とは、核エネルギーに対する権利ではなく、核兵器のない世界における生命、自由と人間の安全保障の権利である」。

我々は、核エネルギーおよび核兵器産業による何十万人もの被害者や生存者と連帯し、時間的にも空間的にも制御不可能で、人類と環境に悪影響を与える核エネルギーと核兵器の終焉を求める。

(訳:ピースデポ)

訳注1:5月28日現在、死者は1万5256人、行方不明者は8565人に上っている。

日誌

2011.4.21~5.20

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

ASEAN=東南アジア諸国連合/CSIS=(米)戦略国際問題研究所/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/START=戦略兵器削減条約/2プラス2=日米安全保障協議委員会

- 4月26日 チェルノブイリ原発事故から25年。潘国連事務総長、国連総会で「原発の安全性は核兵器の対応と同様に重視しなければならない」と演説。(本号参照)
- 4月30日 10か国「NPTフレンズ」外相会合、ベルリンで開催。声明発表。(本号参照)
- 5月1日 米オバマ政権、パキスタンで、海軍特殊部隊によるアルカイダのオサマ・ビンラディン氏急襲作戦を実行し、同氏を殺害。
- 5月3日 ルーマニアのバセスク大統領、同国南部に米国MD施設を設置することで両国が合意したと発表。
- 5月6日 米CSIS、報告書「朝鮮半島軍事バランス」発表。半島情勢の「最も不安定な要素」として北朝鮮の弾道ミサイルを挙げる。
- 5月9日付 日本経産省、米エネルギー省、モンゴル外務省が、使用済み核燃料等の初の国際貯蔵・処分施設をモンゴルに建設する計画を議論していることが判明。
- 5月11日 マカロフ・ロ軍参謀総長、択捉、国後両島への対艦ミサイル配備等の軍備増強を今年後半から開始すると述べる。
- 5月14日 パキスタン上下両院、米軍によるビンラディン氏急襲作戦を「主権侵害」とし、無人機による攻撃は「国連憲章や国際法違反」とする決議を全会一致で採択。
- 5月14日 国連安保理北朝鮮制裁委員会・専門家パネルの報告書が、北朝鮮とイランによる第3国を経由したミサイル関連物資の密輸の疑いを指摘していることが判明。
- 5月17日 ネパール政府、「ゴータマ・ブッダ国際平和賞」第1回授与式を同国で開催。秋葉前広島市長と田上長崎市長が受賞。
- 5月18日 メドベージェフ・ロ大統領、NATOが欧州MD計画で同国を対等な立場で参加させない場合、核攻撃能力を高め、新START脱退もあり得ると述べる。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

表紙一新で、6月末発刊!

イアブック

「核軍縮・平和2011」

—市民と自治体のために—

監修:梅林宏道

発行:NPO法人ピースデポ/発売元:高文研/A5版320頁

会員価格1500円/一般価格1800円

(ともに+送料)

【特集】2010年NPT再検討会議

【特別記事】福島事態と核兵器

□ 47のキーワード:核軍縮/ミサイル防衛/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか

□ 市民と自治体にできること □ 35の一次資料

★詳細・ご注文は同封のチラシで★



- 5月18日 李韓国大統領、第2回核保安サミット(12年春・ソウル開催予定)に、金北朝鮮総書記を招請したと発表。核放棄の同意と、天安沈没事件と延坪島砲撃への謝罪が条件。
- 5月19日 ASEAN国防相会議、ジャカルタで開催。南シナ海領有権問題で「(法的拘束力のある)行動規範の採択に向けて動く」との共同宣言。

沖縄

- 4月22日 大江・岩波訴訟、最高裁は1審、2審に続き、原告の上告を棄却。「集団自決」に軍の関与があったことを認める判決が確定。
- 4月22日 06年の日米合意で示された嘉手納以南の施設返還に関し、総面積の32%を残す計画が米海兵隊内部文書で判明。
- 4月22日 1月から嘉手納基地に一時配備されていたF22戦闘機15機すべてが帰還。
- 4月25日 県議会、沖縄市の交通死亡事故での米軍属不起訴を受け、米側の第1次裁判断放棄や不起訴理由の「公務中」の範囲の明示を求める決議・意見書を全会一致で可決。
- 4月27日 レビン米上院軍事委員長とウェップ外交委員会東アジア太平洋小委員長、県庁で仲井真知事と会談。知事、普天間飛行場県外移設、地位協定改定などを求める。
- 4月28日 第3次嘉手納爆音訴訟、那覇地裁沖縄支部へ提訴。原告団は2万2千人超。
- 4月28日 沖縄防衛局、嘉手納基地で初実施の10年度航空機運用実態調査を公表。年間離着陸回数4万4900回、外来機が31%。
- 4月28日 レビン氏とウェップ氏、普天間問題などで北沢防衛相、松本外相らと会談。

- 4月28日 沖縄防衛局、12年5月満期の5施設の米軍用地契約更新の使用手続を開始。
- 5月7日 北沢防衛相、県庁で仲井真知事と会談。知事、普天間県外移設を要求。防衛相、辺野古移設の日米合意堅持を述べる。
- 5月11日 レビン米上院軍事委員長、ウェップ小委員長、マケイン共和党筆頭委員、普天間辺野古移設は「実行不可能」とし、嘉手納統合案の検討を求める書簡を、6日にゲイツ国防長官らに送ったことを発表。
- 5月16日 安里宜野湾市長、災害避難時の基地内住民立ち入りに関する米側との現地実施協定締結に向けた日本政府審査を申請。
- 5月16日付 防衛省、名護市を11年度米軍再編交付金対象から、09年繰越分と10年分に続き除外。普天間受け入れ拒否のため。
- 5月17日 嘉手納町議会、臨時議会で普天間嘉手納統合案撤回、県外・国外移設などを求める抗議決議・意見書を全会一致で可決。
- 5月18日 松本外相と北沢防衛相、宜野湾市の災害時住民基地内立ち入りの協定締結申請を支援する方針を表明。
- 5月20日 日米両政府、6月下旬予定の2プラス2で、14年までの普天間移設期限を撤回する方針を固める。滑走路はV字案の見通し。

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- CTBTO=包括的核実験禁止条約機関
- FMCT=兵器用核分裂性物質禁止条約
- NSA=消極的安全保証
- NWC=核兵器禁止条約
- PAC3=改良型パトリオットミサイル3
- SM3=スタンダード・ミサイル3

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、塚田夢生、津留佐和子、中村和子、吉田遼、梅林宏道